

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人NP0かなびの丘

②評価調査者研修修了番号

SK2021198
SK2021210

③施設名等

名称：	入舟寮
施設長氏名：	城村 威男
定員：	100 名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	大阪市港区池島3丁目7番18号
T E L：	06-6571-1000
U R L：	
【施設の概要】	
開設年月日	1949/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 海の子学園
職員数 常勤職員：	38 名
職員数 非常勤職員：	31 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	4 名
有資格職員の名称（イ）	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数：	18 名
有資格職員の名称（エ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（オ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（カ）	心理士（公認・臨床）
上記有資格職員の人数：	9 名（公認 4・臨床 5）
施設設備の概要（ア）居室数：	24 室
施設設備の概要（イ）設備等：	図書室
施設設備の概要（ウ）：	心理室
施設設備の概要（エ）：	親子生活訓練室

④理念・基本方針

【海の子学園理念】 わたしたちは子どもの尊厳を守りつつ、心身ともに健やかに養育されるよう努めます。
【基本方針】 (1)公共性の高い社会福祉法人として法令を遵守し、公正で透明性の高い運営に努めます。
(2)法人の持つ専門性と機能を地域社会に還元するように努めます。
(3)子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境整備に努めます。
(4)家庭復帰や社会的自立に向けて適切な養育に努め、発達に応じた意見表明、自己決定を大切にします。
(5)自尊感情を持ち、社会力が身についた子どもに育つように努めます。
(6)関係機関との連携を強化し、より適切な養育に努めます。
(7)子どもたちに最善の養育が提供できるように職員は研鑽に努めます。

⑤施設の特徴的な取組

(1)「安心感の輪」子育てプログラム(circle of security program)以下「COS-P」とするを導入し、養育者である職員自身の子どもの関係性を振り返る内省的なファシリテーションを実践する中で、子どものサインを的確に読み取り、子どもとの信頼関係の基盤作りに取り組んでいます。また生活を通して子ども同士や職員など大人との相互関係の中で生じる葛藤や混乱などを整理し、子ども一人ひとりの社会適応力の向上に取り組んでいます。
(2)保護者との交流が見込めない子どもたちに、実際の家庭生活を体験させる機会をつくり、家族との適切な関わり方や家での過ごし方を身近に感じ、将来、要保護児童を連鎖させないため、週末里親と協働した養育に取り組んでいます。
(3)一つの小学校区内に法人の児童養護施設を2ヶ所もち、両施設は小中学校、PTA、子供会、地域行事活動等に積極的に参画するとともに、病後児保育や防災等多方面にわたり安心・安全なまちづくりに地域の一員として積極的に活動しています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/1/16
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/3/29
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和 2 年度

⑦総評

◆特に評価が高い点

【経営状況を把握した具体的な取り組み】

約20名の職員が将来構想委員会に参画し、家庭的養護推進計画に沿って、今後の小規模化へ向けての建換え進捗状況等について確認しながら具体的な取り組みを進めています。その後、職員会議等で現状の経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、財務状況等の分析に基づき、具体的な課題や問題点を明らかにしています。また今後の家庭的養護推進計画については、大阪市と協議しながら小規模・地域分散化に向けた建替えの資金面やスケジュール等をその都度見直し、建替えに向けた余剰金は社会福祉充実計画にその旨を記載しています。

【施設長のリーダーシップ】

施設長の役割と責任については、連絡会議や職員会議、Grow Together研修（以下GT研修）で周知を行い、管理職等業務分掌表にも施設長の役割を明記しており、仮に施設長が不在であれば副施設長が権限委任することを明確化し周知を図っています。また、ホームページで施設長自らがYouTubeにてインタビュー動画を載せて、自らの想いや施設の特色等を伝えていきます。

【職員の就業状況への配慮】

有給休暇や特別休暇、希望休暇（必ず休暇を取ることができるピンクカード制度）の取得を積極的に行い、職員がひとりで抱え込むことなく意欲をもって子どもの支援に向き合えるようにリフレッシュ休暇の体制を整備しています。また、職員が子どもとの対人関係等で悩むことがあっても、事業場内における看護師や産業医によるメンタルヘルスカケアを行っています。

【地域との交流】

地域との関わり方について、事業計画等に文書化しています。一つの小学校校区内に法人の児童養護施設が2ヶ所あるという特色を生かし、両施設やPTA、子ども会とも連携し、子どもと職員が地域の季節行事（ふれあいまつり他）やスポーツクラブ活動を通して、地域交流を深めています。また職員は地域活動協議会や町会、青少年指導員、小地域ネットワーク活動推進事業の「子育てサロン」や「ふれあい喫茶」の運営に主体的に関わり、地域の防災リーダーも務めています。他には、病後児保育やショートステイ事業を実施し、地域の子育て支援も行い地域福祉の向上に努めています。

【地域と協同した子育て】職員と子どもが一体となった安心・安全な生活の構築と、子どもの養育支援を施設内で完結することなく、広く地域・学校・関係機関と積極的に交流を持ち、職員子ども共々地域社会の一員として地域活動への参画を通して社会と一体となった子育て機能が根付き機能しています。

【親（大人）と子どものパイプ】家族支援専門相談員が中心となり、担当職員とともに面会・外出・外泊・施設・学校の行事参加等の機会をはじめ、距離のある生活をする「子どもと親」双方に互いが身近に感じられるように、日ごろから細やかな連絡調整を図り、親と子の生活と時間の連続性の確保に取り組んでいます。

◆改善が求められる点

【総合的な人事管理の構築】

法人や施設の事業計画等に、法人・施設の理念や基本方針、養育方針等を明記し、COS-PIによって「期待する職員像」等を明確にしております。今後は、現在実施している個別面談やスーパービジョン(以下SV)体制による人事管理だけでなく、法人や施設単位での各階層別に求められる職員像を示し、自らが将来の姿を描くことができる総合的な仕組みの構築が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価受審に向けて、自己評価の項目を毎日ひとつひとつ読み進め深めていく時間を持ちました。その中で子ども達への支援や関わり、日々の業務内容について職員間で話し、今できていることを確認することや、まだまだ取り組んでいけること等、意見を出し合うことができました。継続して取り組み、実践しているサークル・オブ・セキュリティ「安心感の輪」子育てプログラムやGTワーク（子ども同士や職員など大人との相互関係の中で生まれる葛藤や混乱などを整理して、子どもひとり一人の社会適応力向上のために行う入舟寮独自のグループの活動・Grow Together）による個と集団の関係性を踏まえた養育について改めて考え、日々実践していることを可視化していくことの大切さを知る機会となりました。最後になりましたが、第三者評価委員の方々には気持ちのこもった意見と私たちが実践していることを評価していただき、日々、積み重ね実践していることが間違いないことに気づかされました。ありがとうございました。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	☐
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	☐
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	☐
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	☐

	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	☐
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	☐
【コメント】		
■法人・施設の理念は、使命や目指す方向性が謳われ、施設の基本方針や事業方針は、入舟寮の事業計画や養育方針において定められています。また、基本方針に基づく重点的な養育方針を単年度ごとに策定しています。 ■理念や基本方針等は、新任研修や毎月の運営会議や職員会議で読み合わせを行い、職員間で周知を図っています。子どもや保護者等への周知は、ホームページ等を活用し、法人全体の理念・基本方針や施設の実施する養育・支援の内容や特性について分かりやすいものになっています。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	☐
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	☐
	☐ 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	☐
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	☐
【コメント】		
■社会福祉事業全体の動向は、施設長が全国児童養護施設協議会や施設長会議や研修等を通して、同種施設における社会福祉事業の動向について情報交換を行っています。また大阪市児童福祉施設連盟や外部機関との会議を通して要保護児童等に関するデータの把握に努め、運営会議や職員会議でその情報を施設職員全体に共有しています。 ■施設長や管理職等が会議に出席し、毎月の法人内における各拠点区分(入舟寮や池島寮)の月次試算表等を用いてコストの把握を行っています。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	☐
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	☐
【コメント】		
■20名の職員が将来構想委員会に参画し、家庭的養護推進計画に沿った小規模化の進捗状況等を確認しながら、現状の経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、財務状況等の分析に基づき、具体的な課題や問題点を明らかにしています。 ■また、今後の家庭的養護推進計画については、大阪市と協議しながら小規模・地域分散化に向けた建替えの資金面やスケジュール等をその都度見直し、建替えに向けた余剰金は社会福祉充実計画にその旨を記載しています。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	☐
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	☐
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	☐

		☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	☐
【コメント】 ■令和5年7月に策定された家庭的養護推進計画による中・長期計画は、法人の使命や理念、基本方針等を明記し、家庭的養護の推進に向けた計画となっています。 ■その計画は、令和11年度までのシミュレーションとして、施設の高機能化及び多機能化・機能変換、人材育成・人材確保、子どもの権利擁護、アフターケア等の目標を明確にしており、また中・長期計画は社会的養護の動向等を鑑みながら適宜見直しを行っています。			
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 a ☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。 ☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。 ☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。 ☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			
【コメント】 ■単年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映したものになっています。その内容は、基本方針や事業方針、養育支援、食育支援、学習支援、里親支援、自立支援、防犯安全対策、社会貢献と地域社会との交流等、実現可能な計画になっています。 ■毎年、事業計画及び養育方針等を、4月当初に全職員に対し配布・説明を行い、理解を促しています。			
(2) 事業計画が適切に策定されている。			
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 a ☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 ☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 ☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。 ☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。 ☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。			
【コメント】 ■事業計画は、施設長を中心に各ホーム会議やリーダー会議、運営会議、職員会議、各委員会等の意見等を集約・反映し策定しています。また、養育方針等については、各ホーム会議等においてホワイトボードミーティングの手法を活用し、計画・実行・評価・改善といったPDCAサイクルに取り組んでいます。 ■事業計画は、年度初めに職員会議やGrow Together研修(以下GT研修)において、職員に周知し説明しています。			
② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。 b ☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。 ☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。 ☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。 ☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。			
【コメント】 ■事業計画の主だった内容については、広報紙やホームページで施設行事などの年間事業の流れや養育方針等を公開しています。また入所時等に、できる限り丁寧に子どもや保護者に説明し周知を図っています。 ■今後は、事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成することが望まれます。また、子どもたちの集まりの場で伝える、施設内に掲示する、ホームページに掲載する等のさらなる周知の工夫が望まれます。			

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	○
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	○
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	○
【コメント】		
■子どもの養育支援について、自立支援計画書は年2回（6月、12月）の評価及び見直しを行っています。また、各ホーム会議やリーダー会議・運営会議、職員会議等において、PDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する仕組みを構築しています。 ■他には、大阪市児童福祉施設連盟の家庭支援委員会、里親支援委員会、サポート委員会等に参加し、自施設の養育・支援の質の向上に向けた取組を行っています。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	○
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	○
【コメント】		
■第三者評価結果を分析した結果やそれに基づく課題を、運営会議や職員会議で文書化し、職員間で課題を共有化しています。 ■評価結果後の課題は、権利擁護促進委員会や危機管理委員会、安全衛生委員会、緊急時のためのサポート委員会、働き方検討委員会等で改善に向けた対策を検討し、事業計画や養育方針、各種マニュアルに反映しています。また、法人内の共通課題は、法人内での改善策を検討し事業計画等に反映しています。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
	☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	○
	☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
	☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○
【コメント】		
■施設長の役割と責任については、連絡会議や職員会議、GT研修で周知を行い、明確にしています。また、監理職等業務分掌表にも施設長の役割を明記し、また施設長が不在であれば副施設長に権限委任することを明確化し周知を図っています。 ■さらには、ホームページにおいて施設長自らがYouTubeにてインタビュー動画を載せて、自らの想いを伝えています。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	○

	☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	☐
	☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	☐

【コメント】

■施設長は、大阪市の児童福祉施設連盟施設長会議をはじめ、養護部会等の会議に参加し、法令遵守に関する情報収集をしています。
■職員研修や職員会議等において、被措置児童虐待等防止や各ハラスメント（パワハラ、マタハラ等）などの必要な法令遵守の周知徹底を図り、職員の自覚や意識の向上に努めています。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 ☐ 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 ☐ 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 ☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 ☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 ☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 (社会的養護共通) ☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	a
		☐
		☐
		☐
		☐
		☐
		☐

【コメント】

■施設長は、施設全体のバランスを考慮した上で職員の体制を構築し、養育・支援の質の向上に向けて、自らも積極的に参画し、各研修や日々の連絡会議、運営会議や職員会議等を通して指導力を発揮しています。
■また、養育方針の根幹にある、子どもの権利擁護を基本とした養育支援やアタッチメント理論に基づいたCOS-P、LSW（ライフストーリーワーク）等を積極的に導入し、養育・支援に活用しています。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 ☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 ☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 ☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 ☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	a
		☐
		☐
		☐
		☐

【コメント】

■施設長は、業務の実効性等の向上に向けて人事、労務、財務等を踏まえ分析を行い、また、職員が働きやすい環境の整備を行っています。具体には、新たに開設する地域小規模児童養護施設の運営に向けた人材確保や希望休暇（GTリフレッシュ休暇）の導入といった働きやすい環境整備にも努めています。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	☐
	☐ 養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	☐
	☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	☐

	☐ 施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	☐
	（社会的養護共通）	
	☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	☐

【コメント】

■当年度の事業計画や家庭的養護推進計画に人材確保・育成に関する方向性を明示し、ホームページや民間の求人検索エンジンを活用する、また実習生の受入れによるなどして人材確保に努めています。
 ■家庭的養護推進計画等で、法人としてどのような人材が必要かを明確にするとともに、具体的には各年度ごとにGT研修年間計画を作成し、施設全体で階級別研修を計画・実施し、人材育成の体制を整備しています。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	☐
	☐ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	☐
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	☐

【コメント】

■法人や施設の事業計画等に、法人・施設の理念や基本方針、養育方針等を明記し、COS-PIによって「期待する職員像」等を明確にしております。
 ■また、非暴力コミュニケーションの具体策として考えられた「機中八策」による養育実践の中でも、職員に求める専門性や職務遂行能力等を示しています。今後は、現在実施している個別面談やSV体制による人事管理だけでなく、各階層別に求められる職員像を示し自らが将来の姿を描くことができる総合的な仕組みの構築が望まれます。

（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	☐
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐

【コメント】

■有給休暇や特別休暇、希望休暇（必ず休暇を取ることができるピンクカード制度）の取得状況を定期的に確認し、また職員がひとりで抱え込むことなく意欲をもって子どもの支援に向き合えるようにリフレッシュ休暇の体制も整えています。
 ■職員のメンタルヘルスについては、看護師や産業医によるメンタルヘルスカケアを行っています。
 ■次年度の地域小規模児童養護施設の開設に向けて、小規模かつ地域分散化加算等の加算職員配置のための人材確保を行っています。

（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	☐

☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	☐
☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	☐
☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	☐

【コメント】

■年度初めに養育方針を打ち出し、子どもの権利擁護を基本とした養育支援等の7項目に基づき、施設として大切にしている子ども養育の基本的な考え方について、説明や確認を行っています。
 ■職員一人ひとりの育成については、研修計画(個人表)シートの活用や個別面談、メンター制度を導入し、SV体制を構築しています。
 ■今後も、職員の質の向上に向けた体制を確立するために、定期的な面談等を実施しながら職員一人ひとりの目標達成度の確認を行い、職員それぞれが成長できる仕組みのさらなる取り組みが期待されます。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	☐
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	☐
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	☐
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	☐
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	☐

【コメント】

■年度初めに、階層別に応じた施設内の研修計画(GT研修)を策定し、養育方針やライフストーリーワーク、トラウマインフォームドケア等を学び、子どもの支援の向上を目指した施設内研修の充実を図っています。
 ■研修計画の体系を踏まえ、職員の経験年数や職位に応じて、全国・近畿児童養護施設協議会、社会福祉協議会、地区施設部会等が実施する様々な外部研修にも参加するとともに、大阪市児童福祉連盟における職員研修発表会において発題をする等、積極的に学ぶ機会を設けています。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	☐
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	☐
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	☐
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	☐
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	☐

【コメント】

■職員の意向やスーパーバイザー連絡ノートをもとに研修計画(個人表)シートを作成し、個々の研修の受講状況の把握も行っています。施設内研修(GT研修)内において、ホワイトボードミーティングやファシリテーション型会議の技法を活用し、養育方針やアタッチメント、COS-Pを学習する機会を設け、日々の養育の振り返りも行っています。また、職員一人ひとりに外部研修会への参加機会を確保するとともに、SV体制(個別面接、メンター制度も構築し、職員全体の支援スキルの向上に取り組んでいます。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	☐

	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	○
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	○
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○
【コメント】		
■職員用の「実習生の受け入れについて」や「実習生のしおり」を作成し、実習生等の研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、年間を通して保育実習や里親実習等を受け入れています。 ■今後は、次代を担う福祉職員を育成するためにも、実習カリキュラムの整備とともに、実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルの更新が望まれます。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	○
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	○
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○
【コメント】		
■ホームページに、法人、施設の様々な情報（定款、役員名簿、事業報告、決算、苦情の有無等）の公開をしており、情報を随時更新しています。また、第三者評価の受審結果は、全国社会福祉協議会のホームページにリンクし公開しています。 ■広報紙「うみっこ」を年2回発刊し、施設での子どもたちの生活の様子や活動内容等の情報の開示も行っています。今後は、予算や事業計画書等の情報開示を行い、より施設運営の透明性の確保が望まれます。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○
【コメント】		
■施設における事務、経理、取引等に関するルールは、経理規程を基に適切な運営を行っています。法人内の施設長や事務職員、外部の専門家等が出席する会議において、月次試算表の確認や経営状況、労務管理、今後の施設経営についての情報交換を定期的に行っています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○

	□子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
	□施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	○
	□子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
	(児童養護施設) □学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	○

【コメント】

■地域との関わり方について、事業計画等に文書化しています。一つの小学校校区内に法人の児童養護施設が2ヶ所あるという特色を生かし、両施設やPTA、子ども会とも連携して子どもと職員が地域の季節行事（ふれあいまつり他）やスポーツクラブ活動を通して地域交流を深めています。
 ■職員は地域活動協議会や町会、青少年指導員、小地域ネットワーク活動推進事業の「子育てサロン」や「ふれあい喫茶」の運営に主体的に関わり、地域の防災リーダーも務めています。
 ■病後児保育やショートステイ事業を実施し、地域の子育て支援も行い地域福祉の向上に努めています。

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	□ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
	□地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	○
	□ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
	□ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○

【コメント】

■入所児童の施設生活の活性化及び多様な大人との交流を目的に、ボランティア担当職員が中心となり、受け入れ前には書面（ボランティアのお願いや誓約書）等を用いて、施設や子どもたちへの理解やボランティア保険等の説明を行い、守秘義務を含めた注意点の説明を行っています。
 ■地域の学校教育への協力として、新任教師が参加する学習会を開催し、施設や子どもたちへの理解、関係性の構築に努めています。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	□当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
	□職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	□関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	□地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	□地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	○

【コメント】

■施設として必要な社会資源等に関するリストは、事務所等にファイリングし活用しています。
 ■子どものアフターケアを実施する中で、地域、教育機関、各種団体等とも提携し、また民間団体による就労支援サービスやグループホームとの連携も積極的に行い、子どもに寄り添った支援を行っています。
 ■今後も、子どものアフターケア等を含めた地域でのネットワーク化の更なる取り組みの充実が期待されます。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	□施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) □施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○

		(5種別共通) □地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○
【コメント】			
■地域活動協議会や地域のネットワーク委員会、地域の見守り隊等の活動に、地域関係担当の各職員やコミュニティソーシャルワーカーが参加し、地域のニーズや計画等を職員会議で報告し全体で共有しています。 ■具体的な活動として、地域の独居高齢者への食料の配布や子ども食堂の実施、ひまわりキッズ（子育て相談）、ふれあい喫茶、防災活動、各行事への参加・協力等を行う等、多岐にわたり地域の福祉向上のための取り組みを行っています。			
		② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
		□把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	○
		□把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
		□多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
		□施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
		□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○
【コメント】			
■大阪市病児・病後時保育事業「げんきっこホーム」による地域の子育て支援のサポートや子ども食堂拠点事業等を行い、福祉ニーズに基づいた地域貢献に関わる事業を実施しています。 ■PTAや民生委員等による施設見学の受け入れ対応や、施設長が区役所で「社会的養護とは何か」を講演する等、施設が有する養育・支援に関する専門的な情報を、地域に還元する取り組みを積極的に行っています。 ■地域や小・中学校と連携し、地域防災リーダーとして災害時の避難所開設や備蓄等も準備し、地域の福祉ニーズに基づく公益的な活動を行っています。			

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。		a
□理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。		○
□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。		○
□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。		○
□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。		○
□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。		○
【コメント】		
■養育・支援の標準的な実施方法として、毎年「養育方針」を策定し、子どもの権利擁護（意見表明や自己決定）や育ち（アタッチメントやライフストーリーワーク）を基本とした養育支援等を明示し、会議等で職員が理解し実践するための取り組みを行っています。 ■日々の引き継ぎ後に全国児童養護施設協議会の倫理綱領の唱和を行っています。また、日々の気づきノートを活用し、養育の中で子どもの成長を感じたことを報告する「キラリハット」の取り組みは、職員のモチベーションの向上にも繋がっています。		
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。		b
□子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。		○
□規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。		○

☐	□一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	☐
☐	□子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	☐

【コメント】

■子どもたちには、入所のしおり（入舟寮で生活するためのお約束）や意見箱の設置、児童会（意見表明会議）の開催、面会室（プライベート空間）の確保等で、子どものプライバシー保護に努めています。
 ■今後は、入所の際保護者等に配布する「おねがい」の文書の中に、プライバシー保護等の取り組みを明記する等、より周知の充実が望まれます。

（２） 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
☐	□理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	☐
☐	□施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	☐
☐	□施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にていねいな説明を実施している。	☐
☐	□見学等の希望に対応している。	☐
☐	□子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	☐

【コメント】

■養育・支援の実施前に、入所のしおり（おねがい・入舟寮で生活するためのお約束）・パンフレット・ホームページ等、多方面から施設を紹介するとともに、対面では利用者のニーズや課題に配慮した対応を行い、利用者の不安の軽減に努めています。
 ■希望があれば入所前の見学についても実施し、また一時保護からの入所の場合では、保護所で面会をして施設の情報を提供し、子どもや保護者との関係性の構築に配慮しています。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
☐	□子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	☐
☐	□養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	☐
☐	□養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	☐
☐	□意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	☐

【コメント】

■養育・支援の開始・過程において、できる限り子どもや保護者等の同意を得よう、ホームページやパンフレット等の写真やメッセージ、定期的に更新しているブログ、施設長のユーチューブ動画等を活用して説明しています。
 ■意思疎通が困難な子どもや保護者等に対しては丁寧に説明する等の配慮を行うとともに、複数人で対応する等の取り決めをして適正な説明、運用が図られています。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
☐	□養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	☐
☐	□他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	☐
☐	□施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	☐
☐	□施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	☐

【コメント】

■子どもの安定・安心した生活を維持するために、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っています。
 ■退所時に子どもや保護者等に対し、家庭支援専門相談員（以下FSWとする）を中心に退所後の相談窓口や相談方法、担当者等について説明を行い、継続的に連絡を取り相談等を実施しています。
 ■今後は、自立支援会議等をより充実させ、関係機関と連携しながら、子どもや保護者等に対し相談方法等を記載した文書を渡す等、更なるアフターケアの充実が望まれます。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	□子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○
	□子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	□職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	○
	□子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
	□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【コメント】

■個別面接や個別外出、意見箱、全体での児童会、各ホームでのミーティング、年2回の食事アンケート等の実施により、子どもたちから意見を聴く機会を設けています。また、毎日の気づきノートからも、子どもたちの要望等の把握に努めています。
 ■今後は、個別のアンケート調査や直接利害関係のない第三者委員等の面談の機会を持つなど、更なる子どもの満足の向上に向けた積極的な取り組みが期待されます。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	□養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	□苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	○
	□苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
	□苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	□苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	○
	□苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【コメント】

■子どもが意見を表明しやすいように、意見表明の方法とその意見の取り扱いの流れについて、毎年児童会でパワーポイントを使い子どもたちに周知しています。また、意見箱やアンケート等で表出した意見・要望については、第三者委員とも定期的に会合を行い共有を図り、施設のホームページや季刊誌で情報を提供しています。今後は、子どもや保護者だけでなく近隣住民等が意見を述べやすい工夫を行い、積極的に苦情や意見を受け入れ、課題等の改善を行っていくことが望まれます。

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
	□子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
	□子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
	□相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

【コメント】

■相談・意見を述べる際に、意見箱、児童会、各ホームミーティングの開催等、複数の方法やいろいろな立場の人
にできることを子どもや保護者等に説明しています。
■相談しやすい、意見を述べやすいスペースを確保する等、その環境づくりに配慮しています。
■今後は、子どもたちだけでなく保護者等が意見が述べやすい環境の整備が望まれます。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	□職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすい意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	□意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
	□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
	□意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
	□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【コメント】

■子どもからの相談や意見に対しては、児童会や職員会議等を中心として組織的かつ迅速に対応しています。
■今後は、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について、対応マニュアル等の整備及び定期的な見直し等の実施が望まれます。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	□リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
	□事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
	□子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
	□収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
	□職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
	□事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○

【コメント】

■施設長が危機管理責任者として、毎月、各ホームにおける安全管理点検の実施や緊急時、不審者、事故・怪我・病気等の各種対応マニュアルの作成、緊急時の連絡体制等の整備を行っています。
■今後も、より安心・安全な養育・支援の実施を目指し、毎日の引き継ぎ会議や気づきノートから、ヒヤリハット事例や事故報告書による発生要因の分析、改善策・再発防止に向けた取り組みを行うことで、組織的且つ継続的なリスクマネジメント体制を構築することが期待されます。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	□感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
	□感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	○
	□担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
	□感染症の予防策が適切に講じられている。	○
	□感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○

【コメント】

■施設長や看護師を中心に、子どもの安全確保のため感染症マニュアル等を作成し、職員に周知徹底し活用しています。

■毎年、新任研修や手洗い講習を実施し、定期的に感染症や食中毒の予防や安全確保に関する勉強会を開催しています。また、感染症の発症時やその恐れのある場合は、職員間で情報の共有・確認を迅速に行い早期対応を心掛けています。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
	□災害時の対応体制が決められている。	○
	□立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	○
	□子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○

【コメント】

■防災管理の担当者を配置し、地震や火災、夜間想定その他、不審者侵入への対応等による避難訓練を、毎月職員全員で子どもや職員の安全確保のために取り組んでいます。

■連絡網マニュアルや、備蓄物品の整備、津波による避難時の近隣マンションとの連絡調整・手順等、災害時の安全確保の取り組みをし整備しています。

■職員には事業継続計画(BCP)をもとに、LINEや災害伝言ダイヤル等による職員の安否確認や出勤時間想定等は組織的に行っていますが、今後は子どもの安否確認方法等も明確に定め、全職員への周知徹底をしておくことが望まれます。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
	□標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
	□標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	○
	□標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
	□標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○
【コメント】		
■子ども養育の基本的な考え方をまとめた入舟寮「養育方針」を策定しています。 ■各年度の基本的養育支援と「子どもの権利擁護」や「子どもの育ち」等の分野で構成された年間計画は、年2回評価・見直しを行い、支援の質の向上に取り組んでいます。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
	□養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	○
	□養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
	□検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	○
	□検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○
【コメント】		
■養育支援の年間計画を基にした取り組み実践は、年2回の定期的な評価・見直しを行うとともに、自治会や意見箱等意見表明の機会を通して把握された日々の情報にも適時評価・見直しの対応を行っています。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	☐
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	☐

【コメント】

■ホームの会議や生活場面を通して表出された子どもの意見・要望（幼児には絵本を用いて工夫を行っている）を、多職種の複数眼で適時カンファレンスを行って自立支援計画に取りこみ、個別支援・グループケアへさらに浸透させることが期待されます。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	☐
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	☐
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	☐
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	☐
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	☐

【コメント】

■自立支援計画の策定・見直しは年2回と定めていますが、日々の子どもの変化を掌握すべく月毎に支援の振り返りを行い、課題に応じて、ホーム担当者からホームリーダー、副主任へと関係職員に周知する手順が定められています。また、子ども及び保護者の心情を汲み取った質の高い養育支援の取り組みが行われています。

（３） 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

■日々の支援・児童の動向は「保護記録の取り方」に基づき、電子システムを活用して入力、記録されています。
 ■担当者によって作成された記録は、担当ホームのみならず全職員にすべての入所児童の状況が提供され、昼夜を通して過不足なく情報が共有化され質の高い養育支援を維持しています。
 ■記録内容は、専門職・スーパーバイザーも目を通し、スーパービジョンなどで支援現場に還元され、効果を高めています。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	☐

【コメント】

■個人情報保護規程（平成17年4月1日制定）に基づき、記録の管理体制が確立しており、職員への浸透も図られています。
 ■特に、新採職員に対しては新人研修で取り上げるとともに、一定期間は電子システム入力時にマンツーマン指導体制を組み、行動観察の視点や客観的な記載等について助言する仕組みが整っています。

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	☐ 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	☐
	☐ 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	☐
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	☐

【コメント】

■子どもの権利擁護を基本とした養育支援体制を整え、令和5年度は年間計画に ①人権侵害行為の排除 ②意見表明権の保障 を明確化するとともに、日々理念や児童憲章等の唱和と、引継ぎ事項を通しての「適切な養育支援の遂行」を確認しています。また、不適切な対応のないように透明性の高い体制が整えられ、子どもとともに職員にとっても安心・安全な権利擁護の仕組みがしっかりと稼働しています。

(2) 権利について理解を促す取組

①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	☐
	☐ 子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	☐
	☐ 職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	☐

	☐ 子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かししたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	☐
	☐ 年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	☐

【コメント】

■権利については、権利ノートや児童会、日々の生活場面ミーティングにおいて、わかりやすいパワーポイントの資料で説明する機会を設けています。

■子どもが、いつでも意見を表明する機会を保障し、施設の大人（職員）も子どもも、「相手の何気ない言動」に接したときの心地よさを「キラリハット」として表し、それを掲示しています。このような施設一体となつての『優しく暖かい対人関係の構築・維持の取り組み』は高く評価できます。

(3) 生き立ちを振り返る取組

①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
	☐ 子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	☐
	☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	☐
	☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	☐
	☐ 事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	☐
	☐ 子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	☐
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生き立ちの整理に繋がっている。	☐

【コメント】

■子どもの育ちを基本とした養育支援の年間計画に基づいて、アタッチメント、ライフストーリーワークなど多様なプログラムが組まれています。特に、子どもの生き立ちへの支援については、「生まれてきたことの大切さを知り、自己肯定感を高める」ため、日々の施設生活のなかでも、記憶に残る体験を精力的に提供する取り組みが行われています。

■今後、入所児童に「将来、親となったとき、わが子に示す自らの幼・小・中学時代の証を提供する」取り組みが期待されます。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	☐ 体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	☐
	☐ 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	☐
	☐ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	☐
	☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	☐
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	☐

【コメント】

■「機中八策」をはじめ先行的な取り組みや仕組みを取り入れ、職員間の情報共有、意思疎通、SV等を基に、見守りとサポートを軸にした不適切な養育の防止に取り組んでいます。

■子どもへは児童会の小・中・高校各部会等において、発達段階に応じ、不適切なかかわりの発生時の相談・対応の仕方についてもしっかりと伝達しています。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	☐ 子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	☐
	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	☐
	☐ 子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。	☐
	☐ 家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	☐

【コメント】

■入所前の面接や施設見学等を通して、入所に伴う利用者の不安の軽減に努めています。子どもがスムーズに入所できるように、在園児童とともに、暖かく迎えることができるように準備をしています。さらに、転校に向けて学校とは事前に情報共有しています。
 ■施設として年度初めに学校との定例連絡会を持ち、施設機能の理解と協力を求めて、入所した子どもの健全育成に取り組んでいます。

②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	☐
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	☐
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	☐
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	☐
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	☐
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	☐

【コメント】

■入所中の担当職員が中心となり、退所児童と適時、訪問、郵送、ライン連絡等いろいろな手段を駆使して、退所児童一人ひとりの社会生活の適応に精力的に取り組んでいます。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	☐
	☐ 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	☐
	☐ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	☐
	☐ 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	☐
	☐ 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	☐
【コメント】		
■養育支援上生じる子どものさまざまな感情や言動については、スーパーバイザー職員や心理職、看護師等の専門分野の職員も交えたホーム会議やケースカンファレンスなどで理解を深め、それを踏まえて子どもの心理的な課題への取り組みがしっかり行われています。		
②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b

☐	子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	☐
☐	基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	☐
☐	生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	☐
☐	子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	☐
☐	基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	☐
☐	夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	☐

【コメント】

■子どもの意見表明の機会を尊重・確保し、自治会や意見箱、個人面接を通して柔軟かつ真摯に対応しています。
 ■深夜の時間帯に職員が手薄であると感じられました。子どもの動きが少ない睡眠時とはいえ、子どもの安心感が得られにくい状況です。不審者対応、災害時の安全を確保する危機管理上からも、職員配置シフトの工夫・改善が求められます。

③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
☐	快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	☐
☐	子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	☐
☐	子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	☐
☐	子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	☐
☐	つまずきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	☐

【コメント】

■将来、子どもたちが失敗をリカバリーしながら、時には関係機関にSOSが発信でき、周りの人に相談しながら社会生活を送ることができる力を身につけられるように支援しています。そのために、子どもの力を信じて見守る姿勢を大切にしながら、在園中から施設生活を通して自己解決の体験・修得に力を注いでいます。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
☐	施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	☐
☐	日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	☐
☐	幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐
☐	学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができている。	☐
☐	子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	☐
☐	幼稚園等に通わせている。	☐
☐	子どもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	☐

【コメント】

■広報誌や市だより・区民だより等の刊行物を通じた情報交換をはじめ、地域自治会活動や文化・スポーツ活動などに参加しています。また、施設スペースを地域に開放しています。このように、地域と施設が連携して、地域のすべての子どもの成長を見守っています。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	□子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	○
	□子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	○
	□地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	○
	□発達の状況に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。	○
	□発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	○

【コメント】

■子どもたちが地域社会の一員として地域の子供会活動や各種教室に参加したり、塾やアルバイトに行くことを積極的に推進し、社会性を習得する機会を設けています。
 ■また、発達に応じた対人関係・TP0・スケジュール管理・金銭管理・健康管理等と、自己管理能力の育成修得に取り組んでいます。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	□楽しい雰囲気です食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	○
	□食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	○
	□食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	○
	□定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	○
	□基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	○

【コメント】

■ホーム単位の喫食体制を取り、食事は「一番おいしいタイミングで食する」をモットーに、厨房・ホーム職員一体となって食生活を支えています。また、ホームでは、高校生自身による弁当作りから小学生の夜食作り・おやつ作り等誰しも調理する機会を柔軟に確保しています。
 ■厨房職員はホームに出向いて直接調理をサポートをするなど、日常の食生活を通して調理に関心を持てる工夫がなされています。
 ■地域小規模児童養護施設の食生活に栄養士が養育支援の一員として加わり、保育士と協同して食及び生活を担当する体制の稼働が期待されます。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	□常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	○
	□汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	○
	□気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	○
	□洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	○
	□衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	○
	□発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	○

【コメント】

■子ども一人ひとりの持つ虐待体験や発達上の課題等に配慮しつつ、ひとり一人のペースに寄り添った衣生活に関するスキルの獲得に積極的に取り組んでいます。
 ■買い物には職員も付き添い、子ども自身が衣服を選択して購入できる機会を設けています。また、そのことが担当職員との個別交流の機会にもなっています。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
	□子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
	□小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	□中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
	□身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
	□食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
	□設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
	□発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	☐

【コメント】

■門扉から玄関に至り花壇が整備され、子ども・職員はじめ来客者に落ち着いた雰囲気を醸し出しています。
 ■建物内は、大舎制の制約がある中で、小規模グループケアとしての環境づくりに配慮も見られます。共有スペース利用者（職員子ども）と一緒に美化に取り組み整理整頓に努めています。今後、個人の空間確保について、よりいっそう工夫が期待されます。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	□子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	☐
	□健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
	□受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
	□職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	☐

【コメント】

■看護師は、子どもの心身の健康管理だけでなく、常備薬管理・感染症への対応等多方面にわたり、保健衛生係や心理士とともに精力的に取り組んでいます。
 ■今後、医療に関するヒヤリハットの活用などさらなる質の高い取り組みが期待されます。

(6) 性に関する教育

①	A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
	□他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者との付き合いができるよう配慮している。	☐
	□性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	☐
	□性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	☐
	□必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	☐

【コメント】

■生・性教育の年間実践計画に基づき、幼児から高校生に至るまで、年齢・発達に応じた性教育プログラムが行われています。
 ■今後、性に関してストファシリテーター)の導入等、職員子ども双方にとってより充実した実践につながることを期待されます。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	☐ 施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。	☐
	☐ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	☐
	☐ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	☐
	☐ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	☐

【コメント】

■職員は、日ごろの生活場面から、子ども一人ひとりの言動に目を配り、施設外(学校等)での出来事も加味して、加害・被害児童共に生じないように子どもの不適応のヒヤリハットに取り組むとともに、施設全体で支援を振り返り、職員の支援が子ども一人ひとり、生活空間の隅々まで行き届くように情報交換とともに相互研鑽に努めています。

②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
	☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	☐
	☐ 生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	☐
	☐ 課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	☐
	☐ 大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	☐
	☐ 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	☐
	☐ 子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	☐

【コメント】

■構造上及びシフト上の死角を常時確認するとともに、日ごろから意見を発しやすい・相談しやすい雰囲気づくりに配慮し向上に取り組んでいます。
 ■一方、発生時の加害児童のみならず、被害を直接受けた当該児童や周りの子ども、支援職員の安心安全な心身両面の生活の保持に配慮した対応も期待されます。
 ■発生予防のための勤務形態については、[A8]同様に早急に改善の検討が望まれます。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
	☐ 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	☐
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	☐
	☐ 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	☐
	☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	☐
	☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	☐
	☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	☐

【コメント】		
■5人の心理職を配置し、スーパーバイザーを除く4人が20 数名の児童の心理療法を担当しています。性教育にも関わり、心理職間及び支援職員と綿密な情報交換を持って、子どもの心身の安定に大きな役割を果たしています。 ■年度を跨ぐ心理支援については、当該児童・担当職員・セラピー担当心理職の三者で年度末に当該年度の振り返りを行い、次年度の方針を確認しています。		

(9) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	□静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	○
	□学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	○
	□学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	○
	□忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	○
	□障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	○

【コメント】		
■中学生の大半の子どもが地域の学習塾に通っています。また、施設と学校とは綿密に情報交換を行い、生教一体となった養育支援が実践されています。		

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	□進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	○
	□進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	○
	□就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	○
	□進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	○
	□学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	○
	□高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	○
	□高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	○

【コメント】		
■2歳から18歳の年齢枠にこだわることなく、就学、中退、就労、進路変更等の子どもが直面する様々な進路選択に対応しています。 ■進路の自己決定支援に施設一体となって取り組み、手厚く子どもひとり一人のペースに寄り添った社会自立を支援しています。		

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
	□実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	○
	□実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	○
	□実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
	□職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	

		☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	☐
【コメント】 ■高校生を中心に地域の事業主の協力を得て、「就労経験を通して社会のルールや諸手続きについて習得でき、社会に出ても困らないソーシャルスキルや自ら心身の健康・財産を守る視野の育成」に積極的に取り組んでいます。 ■初めて社会に出る高校生の「就労手続きや給与振込、金融機関手続等、就業に伴う実務や不安」に寄り添うとともに、良き就業体験につなげるため、事前・就業中を通して雇用主と協同した取り組みが望まれます。			
(10) 施設と家族との信頼関係づくり			
①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a	☐
	☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。		☐
	☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。		☐
	☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。		☐
	☐ 外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。		☐
	☐ 子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。		☐
【コメント】 ■FSW（2人、副主任）は、担当者とともに子どもを取り巻く家族・学校・関係機関との調整を行うとともに、経験の浅い職員にはスーパーバイザーの役割も果たしながら、子どもの施設内外での心身の安定・保護者との協同子育てに積極的に取り組んでいます。			
(11) 親子関係の再構築支援			
①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a	☐
	☐ 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。		☐
	☐ 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。		☐
	☐ 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。		☐
【コメント】 ■親子関係の改善はじめファミリーへの養育支援について、インケアからアフターケアに至るまで保護者へ、来園時・家庭訪問の機会を活用して保護者や家族の生活背景も考慮しつつ、子どもを幸せに導く積極的な取り組みを行っています。 ■保護者との接点のない子どもには、里親支援専門員と共に週末里親等の活用を通して、施設外での大人との接触の機会を確保し、対人関係の幅を広げるとともに子どもの心身の成長に精力的に取り組んでいます。			